

(仮称) 東大和市児童発達支援センター
及び認可保育園等整備運営事業者募集要項

令和3年9月
東大和市

目 次

1	事業の趣旨	1
2	事業の概要	1
3	応募資格	6
4	施設整備の条件	6
5	運営の条件	8
6	市の支援策	9
7	選定スケジュール（予定）	10
8	説明会及び現地見学	10
9	応募手続き	11
10	優先交渉権者（事業予定者）の決定	13
11	協定の締結	15
12	損害の賠償	15
13	その他	15

別紙1 現地案内図等

別紙2 （仮称）東大和市児童発達支援センター及び認可保育園等整備運営
事業者説明会参加申込書

別紙3 （仮称）東大和市児童発達支援センター及び認可保育園等整備運営
事業者募集参加申込書・企画提案書等作成要項

別紙4 質問書

1 事業の趣旨

東大和市（以下「市」という。）では、「東大和市障害者総合プラン」（第4次東大和市障害者計画・第5期東大和市障害福祉計画・第1期東大和市障害児福祉計画）において、市立やまとあけぼの学園の老朽化対策にあわせて、児童発達支援事業に地域支援機能を付加した児童発達支援センターへの移行を検討することとし、この度、第二学校給食センターの跡地を活用し、整備することとなりました。

併せて、認可保育園等の子育て支援に資する施設を整備することにより、市の重要施策として、平成27年から進めている「日本一子育てしやすいまち」の実現に寄与するものと考えています。

本公募は、「市の子どもたちが障害のある・ないなどに関わらず、誰もが一人ひとりの違いと個性を認められながら、共に過ごせること」、「遊びや生活の中でそれぞれの発達や個性に対し、専門的な知識・技術に基づく適切で質の高い支援・療育や保育が提供されること」、「地域における中核的な支援機関として、関係機関等と連携を図りながら、保育所等への後方支援を行うこと」等の役割を担う施設として、（仮称）東大和市児童発達支援センター及び認可保育園等の子育て支援に資する施設を新設し、30年間という長期間にわたり、各種事業を安定的・持続的に提供できる、財政力・技術力・実績等のある最適な事業者を選定することを目的とするものです。

2 事業の概要

（1）児童発達支援センターの必要性

平成24年の児童福祉法改正において、障害のある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるように、従来の障害種別に分かれていた施設体系が一元化され、この際、児童発達支援は、主に未就学の障害のある児童を対象に発達支援を提供するものとして位置づけられました。国の基本指針では、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としていることから、当市においても、障害のある児童の福祉の中核拠点として、児童発達支援センターの整備を行う必要があります。

（仮称）東大和市児童発達支援センターは、市立やまとあけぼの学園での事業（児童発達支援事業、障害児相談支援事業、特定相談支援事業）を継承するとともに、新たに児童発達支援センターとしての機能を追加し、地域における中核的な支援機関として、保育所等訪問支援事業や相談支援等を実施することにより、地域の保育施設等に対し、専門的な知識・技術に基づく支援の充実を図ることとします。

（2）事業概要

事業者は、市有地である第二学校給食センター跡地を市から無償で借り受け、施設を整備し、長期にわたり、事業者自ら直接運営することとし、土地及び施設を第

三者に転貸することを禁止します。

施設の開設時期は、令和6年4月とし、事業期間は、土地の使用貸借契約期間に準じます。

なお、期間満了後については、別途協議します。

(3) 事業予定者選定方法

プロポーザル方式（公募型 事業提案方式）とします。

(4) 事業内容及び規模

<児童発達支援センター>

① 児童発達支援事業

ア 概要

児童福祉法第6条の2の2第2項に位置付けられた第二種社会福祉事業で、障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う事業です。

また、利用児童のバス送迎を実施します。

イ 対象者

障害児支援利用計画に基づく就学前の児童とします。

ウ 利用児童数 定員30名程度

② 障害児相談支援事業

ア 概要

児童福祉法第6条の2の2第7項に位置付けられた第二種社会福祉事業で、障害のある児童や保護者の生活全般における支援ニーズとそれに基づいた総合的な支援方針等を把握した上で、具体的な支援内容を検討し、個々の児童の支援における合理的配慮の根拠となる障害児支援利用計画の作成等を行う事業です。

イ 対象者

児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援の利用を希望する0歳から18歳（障害児通所支援を利用する18歳以上の者も含む）までの児童及びその保護者とします。

③ 特定相談支援事業

ア 概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第18項に位置づけられた第二種社会福祉事業で、障害のある児童の心身の状況やその置

かれている環境、障害のある児童や保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向等を勘案し、サービス等利用計画の作成等を行う事業です。

イ 対象者

障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスの利用を希望する0歳から18歳（高等学校在学中の18歳以上の者も含む）までの児童及びその保護者とします。

④ 保育所等訪問支援事業

ア 概要

児童福祉法第6条の2の2第6項に位置付けられた第二種社会福祉事業で、障害のある児童の支援に関する知識・技術を持つ児童指導員等が、障害のある児童が通う保育施設等を訪問し、障害のある児童が集団生活に適応できるよう、専門的な支援や支援方法等の指導等を行う事業です。

イ 対象者

児童福祉法第4条第2項に定める「障害児」であり、保育園や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなどの施設を利用し、集団での生活や適応に専門的支援を必要とする児童とします。

<市独自の事業>

⑤ 親子通園事業

市立保健センターの発達健診で身体や言葉の発達が気になる乳幼児を対象に、親子での遊びの指導などを行う事業です。

事業の名称については、事業者において、変更可能とします。

・たんぽぽグループ（1歳6か月から3歳まで）

発達が気になる児童に対して、その子に合ったあそび等を提供し、児童の発達支援を行います。

また、子育てに悩んでいる保護者に対して、育児相談を実施し、児童への関わり方を伝え、育児の自信回復に繋がります。

週1回（水曜日） 午前中 1時間30分程度

（令和2年度実績）延実施数 18回 延参加児童数 53人

・にこにこグループ（3歳から就学前まで）

発達が気になる児童に対して、小集団活動等の中で、人との関わり方を伝え、問題改善を図ります。

月3回程度（月曜日） 午後中 1時間30分程度

（令和2年度実績）延実施数 12回 延参加児童数 40人

⑥ 外来相談事業

市立やまとあけぼの学園を退園後、幼稚園・保育園に入園して集団生活をしている児童に対してグループ療育を実施するとともに、児童の保護者を対象とした療育相談を行う事業です。

月 2回 1時間程度

(令和2年度実績) 延実施数 9回 延参加児童数 16人

○運営費 児童福祉法及び障害者総合支援法に基づく①から④までの事業については、利用実績に応じた給付費を市から事業者に支払うものとします。

また、一部事業等については、「[6\(5\) 児童発達支援センターの運営に対する委託料等について](#)」のとおり運営費(補助等含む)を市から事業者へ別途支払うこととします。

<認可保育園>

市の待機児童解消及び保育サービスのさらなる充実を図り、保育の質の向上を目指し、児童発達支援センターとの併設により、障害のある児童を含めた保育を必要とする児童の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を進めるものです。

○定員規模 1歳児クラスから就学前まで 80名以内

※事業者において、児童発達支援センターとの連携及び待機児童解消の観点から適当であると考える定員設定をお願いします。

○保育時間 通常の11時間保育に加え、延長保育を実施すること

○運営費 毎年制定する東大和市民間保育園運営費補助金交付要綱(資料1)及び東大和子どものための教育・保育給付費等支払い基準(資料2)に基づき実施年次に合わせ支払うものとします。

※要綱(基準)の内容については、今後、変更となる場合があります。

○障害児保育等 医療的ケアが必要な児童を受け入れるために必要な看護師の配置や障害児(重度障害を含む)の積極的な受入れを実施することとする。

<子ども・子育て支援事業>

① 一時預かり事業(一般型)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児を一時的に預かる事業

定員: 10名程度

② 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)

0～3歳を中心とした乳幼児とその保護者が、一緒に遊んで過ごせる場所として、親子遊びの交流、子育て相談、子育てに関する情報提供及び子育てに関する講座等を実施する事業

<独自提案事業>

このほか、東大和市財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例（昭和39年条例第9号）第4条第1号（※）の趣旨を踏まえ、事業者が自らの判断により、「[\(4\) 事業内容及び規模](#)」の趣旨に反しない独自の事業等を提案することができるものとします。

ただし、独自提案された事業の実施については、あらためて市と協議を行って決めることとし、当該事業の実施を条件としての応募申込は認めません。

なお、提案事業を検討する際には、以下の各計画等を参考にしてください。

- 東大和市子ども・子育て未来プラン
- 東大和市障害者総合プラン
- 統計ひがしやまと
- 東大和市人口推計業務報告書

<p>（※）東大和市財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例 第4条 普通財産は、次の各号の一に該当する場合は、これを無償または時価よりも低い価額で貸し付けることができる。 （1）他の地方公共団体その他公共的団体において、公用又は公共用に供するとき。</p>

(5) 事業予定地 ※【別紙1】「現地案内図等」参照

- ① 所在地：東大和市立野3丁目630番地 外
- ② 面積：3,500㎡程度（予定）

※現在、測量等を行っており、確定し次第、お知らせします。

③ 法的規制（予定）

用途地域：第一種中高層住居専用地域

防火指定：準防火地域

建ぺい率：60%

容積率：200%

高度地区：25m第2種高度地区

日影制限：3.0-2.0h（GL+4.0m）

※現在、測量等を行っており、確定し次第、お知らせします。

④ 借地権登記：借地権の設定登記はできません。

- ⑤ 交通：多摩モノレール 上北台駅 徒歩11分
桜街道駅 徒歩10分

⑥ 現地の見学：各事業者において、貸付予定地の現況や周辺環境等を確認する際は、近隣住民に迷惑とならないよう、配慮してください。また、小学校や学童保育所があり、周辺に駐車場はありませんの

で、自動車や多人数での確認はご遠慮ください。

なお、「[8 説明会及び現地見学](#)」以外での敷地内への立ち入りはできません。

3 応募資格

- (1) 法人としての運営が適正に行われており、令和3年4月現在、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）に基づく児童発達支援事業を運営し、今後も継続して運営を予定している社会福祉法人であること。
- (2) 地域の住民との交流及び障害福祉・児童福祉・母子保健・学校教育等の各分野との十分な連携を積極的に図る意欲を持っていること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4で規定する団体に該当しない者であること（地方公共団体の一般競争入札の参加者資格に抵触する者でないこと）。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員またはこれらの利益となる活動を行っていないこと。
- (5) 児童福祉法第35条第5項第1号から第4号までの規定の全てを満たす者であること。（東大和市の意向に沿うとともに、児童福祉法等関係法令を遵守し、安定した質の高い保育サービスが提供できること。）
- (6) 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）、及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当しないこと。
- (7) 児童の権利条約、児童憲章、児童福祉法、障害者総合支援法等に則った法人としての理念・公共性・公益性を持ち、東大和市の福祉行政及び子ども・子育て支援施策等を理解し、積極的に協力する者であること。
- (8) 法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 破産法、もしくは民事再生法の適用を受けていないこと。

4 施設整備の条件

- (1) 土地に対する権利

民法第593条に基づく使用貸借契約とし、期間は東大和市公有財産規則（昭和51年規則第4号）により、30年間（工事期間を含む）とします。契約期間満了後については、別途協議します。

- (2) 土地の引渡し

貸付けに伴う土地の引渡し時期は、協議の上決定します。

地盤調査等の必要な調査については、引渡し後に実施してください。

(3) 土地の返還

契約期間満了のとき、事業者側の理由により使用貸借契約を解除したとき又は、使用貸借契約が解除されたときは、直ちに事業者の負担により、当該市有地に存する建物その他の工作物を撤去し、現状に回復させ、返還することとなります。

(4) 施設・設備整備

施設・設備整備にあたっては、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号)の他、関係法令等による施設設備基準を満たす施設を整備してください。

また、市では、センターを防災の拠点と考え二次避難所(福祉避難所)としての指定を検討しています。このことから、「国家機関の建物及びその付帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」(平成6年12月15日建設省告示第2379号)による耐震安全性の確保してください。

なお、工事事業者については、市の発注する工事等の例にならない、事業者による入札等により、決定してください。

その他、次の法令を遵守し整備を行ってください。

- ① 建築基準法(昭和25年法律第201号)
- ② 都市計画法(昭和43年法律第100号)
- ③ 消防法(昭和23年法律第186号)
- ④ 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- ⑤ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)(平成18年6月21日法律第91号)
- ⑥ 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(建築物バリアフリー条例)(平成15年12月24日東京都条例第155号)
- ⑦ 東京都福祉のまちづくり条例(平成7年3月16日条例第33号)
- ⑧ 東京都における自然の保護と回復に関する条例(平成12年東京都条例第216号)
- ⑨ 東大和市街づくり条例(平成22年6月22日 東大和市条例第17号)
- ⑩ 東大和市開発事業基準(平成22年7月28日 東大和市訓令第19号)
- ⑪ 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成5年条例第24号)
- ⑫ その他関連法令

※今後、国・東京都より示される基準に対応すること。

なお、施設・設備整備にあたっては、東大和市内の業者を活用するなど、市内産業の活性化に努めてください。

整備に関して、関係する団体と積極的に協議を行い、市の担当部局からの指摘・要望事項や、市内の福祉団体関係者からの意見も可能な限り反映できるよう努めてください。

(5) 補助金について

施設・設備の整備に当たっては、国・東京都の補助金を最大限に活用してください。

なお、補助金は市の予算における市議会の議決及び国または都との協議を経たうえで交付が決定されるものであり、必ずしも交付されるものとは限りません。資金計画等の策定にあたっては、補助金の不交付等も念頭におき、十分に対応できる場合に限り応募するようにしてください。

なお、当該地で事業を行うために必要な施設・設備等において、補助対象とされない費用又は補助上限を上回った費用については、事業者の負担となります。

(6) 近隣住民への対応

施設の整備に当たっては、随時市民等に説明会を開催するなど、近隣住民に対し十分な説明を行い、地域の要望には誠実に対応してください。

また、優先交渉権を得た後から施設開設までの期間について、市及び地域住民と密接な連携が図れるよう、十分な体制をとってください。(ただし、優先交渉権の決定があるまでは、地域住民等に対する説明や調整等は一切行わないこと。)

(7) 環境への配慮

施設建設にあたっては、周囲の住環境に配慮した植栽工事を行う等、十分な調和を図ってください。

また、太陽光発電等、省エネルギー対策や環境負荷の低減に積極的に努めてください。

5 運営の条件

事業者は、次の各号に掲げる条件で施設の運営に当たることとします。

- (1) 運営に当たっては、児童福祉法、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の他、関係法令等を遵守すること。
- (2) 施設運営については、本要項に示した内容に対応できる体制を整備すること。
- (3) 優先交渉権者として決定された後、施設の嘱託医の確保や緊急時の医療体制等、地域の医療機関との連携について、公益社団法人東大和市医師会と協議すること。
- (4) 施設の運営に当たっては、近隣住民に対し十分な説明を行い、地域の要望には真摯に対応すること。
- (5) 利用者へのサービス向上が図れるよう職員の資質向上に努めること。

- (6) 市内業者から物品及びサービスを購入するよう努めること。
- (7) 福祉サービス第三者評価を定期的に受審すること。
- (8) 安定した、質の高いサービスを提供すること。
- (9) 施設運営について、市の求めに応じて適宜報告を行うこと。
- (10) 二次避難所（福祉避難所）の指定を受ける等、地域貢献に努めること。
- (11) 保護者との信頼関係を築き、保護者の意向や苦情を積極的に受け止め、サービス改善に努めること。
- (12) 今後の障害児・保育ニーズにより、療育・保育事業の内容変更及び追加等が必要になったときは、市の要請に積極的に応じること。
- (13) 協定締結後、現在市立やまとあけぼの学園を利用している児童における環境の変化等の影響に配慮し、市立あけぼの学園からの引継ぎに丁寧に応じること。
また、そのための人員配置に十分配慮を行うこと。

6 市の支援策

施設整備に関する支援については、現在下記の点を考えています。

なお、補助金は市の予算における市議会の議決及び国または都との協議を経たうえで交付が決定されるものであり、必ずしも交付されるものとは限りません。資金計画等の策定にあたっては、補助金の不交付等も念頭におき、十分に対応できる場合に限り応募するようにしてください。

(1) 土地について

土地使用料については、30年間の使用貸借契約とし、東大和市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例に基づき、無償とします。

(2) 児童発達支援センター開設準備に係る費用について

児童発達支援センター開設準備に係る費用については、都の障害児支援体制整備促進事業（障害者施策推進区市町村包括補助）の基準に基づき、市の予算の範囲内で定める基準額を限度に補助を行う予定です。

(3) 児童発達支援センター施設整備について

国・東京都の基準に準じて、市の予算の範囲内で定める基準額を限度に補助を行う予定です。

なお、児童発達支援センターについては、公設児童発達支援事業所からの移行であるため、国及び東京都の障害者（児）施設整備補助事業の対象となりません（国及び東京都に確認済）。

(4) 保育所施設整備について

国・東京都の基準に基づき、市の予算の範囲内で定める基準額を限度に補助を行う予定です。

(5) 児童発達支援センターの運営に対する委託料等について

次に掲げる事業運営に対しては、事業を委託又は補助事業化し、市が定める基準額を限度に委託料及び補助金を支払う予定です。

また、都の児童発達支援センターサービス推進事業に基づく補助を予定していません。

- ①市独自の事業(親子通園事業、外来相談事業)
- ②児童発達支援事業における利用者の送迎バス運行
- ③障害児相談支援事業・特定相談支援事業

優先交渉権者決定後に締結する、「(仮称)施設及び運営に関する協定」に定める、遵守すべき条項に違反した場合、土地の無償貸与の中止や、委託料等の返還等を求める場合があります。

7 選定スケジュール (予定)

日	程	項	目
令和3年	9月 1日(水)	募集要項等の配布開始	
	9月 22日(水)	説明会及び現地見学	
	9月 29日(水)	質問書の提出	
	10月 4日(月)	質問に対する回答	
	10月 11日(月)	参加申込書及び法人に関する書類の提出	
	10月 12日(火)		
	11月 4日(木)	一次審査結果 応募法人通知	
	12月 1日(水)	企画提案書の提出	
	12月 2日(木)		
令和4年	1月 6日(木)	二次審査 (既運営施設の実地審査)	
	1月 7日(金)		
	1月 12日(水)	二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	
	1月 18日(火)		

※優先交渉権者の決定につきましては、1月下旬を予定しています。

8 説明会及び現地見学

説明会を次の日程で行う予定です。応募予定の法人は必ず参加してください。

日 時：令和3年9月22日(水) 午前10時から正午まで

説明会：中央公民館203学習室

現地見学：説明会終了後

感染症対策：参加する際は、マスクの着用をお願いします。

参加人数は、最大2名までとします。また、参加人数については、申

込状況に応じ、調整させていただく場合があります。

参加希望者は、令和3年9月16日(木)午後5時までにE-mailにて、【別紙2】「(仮称)東大和市児童発達支援センター及び認可保育園整備運営事業者説明会参加申込書」に必要事項を記載の上、市にご提出ください。

市では、この「参加申込書」の提出を確認した後、速やかにその旨をE-mailにて返答します。よって、提出したにもかかわらず、市からの返答がない場合には、お手数ですが、電話にてお問い合わせください。

なお、参加予定数や荒天等により、日時・場所の変更等が見込まれる場合は、市から、事前にご連絡いたします。

市(子育て支援部保育課)メールアドレス hoiku@city.higashiyamato.lg.jp

9 応募手続き

(1) 説明会の申込み

応募予定の法人は必ず参加してください。詳細は「[8 説明会及び現地見学](#)」を参照

(2) 質問及び回答

本要項に関する質問及び回答は、次により行います。

① 質問者の資格は、説明会に参加した応募申込予定者とします。

② 質問の方法

【別紙4】「質問書」を用い、質問の要旨を簡潔にまとめ、必ずE-mailにより市に提出してください。

市(子育て支援部保育課)メールアドレス hoiku@city.higashiyamato.lg.jp

なお、市では、この「質問書」の提出を確認した後、速やかにその旨をE-mailにて返答します。よって、提出したにもかかわらず、市からの返答がない場合には、電話にてお問い合わせください。

③ 質問の受付期間

令和3年9月24日(金)から29日(水)午後5時まで

④ 回答

令和3年10月4日(月)にすべての質問回答書を全応募申込予定者にE-mailで送信します。(必ず着信確認の返信を市へ行ってください。)なお、質問回答書は、この要項と一体のものとして、同等の効力を有します。

(3) 参加申込書・企画提案書等の提出

参加申込については、次のとおり参加申込書*及び法人に関する書類*を提出してください。参加申込書を提出した事業者を応募者とします。

なお、企画提案書*については、一次審査通過者のみ提出していただくこととします。

日	時	場	所
<参加申込書及び法人に関する書類の提出> 令和3年10月11日(月)・12日(火)		東大和市役所 子育て支援部 保育課(本庁舎1階7番窓口)	
<企画提案書の提出> 令和3年12月1日(水)・2日(木)		東大和市中心3-930 電話:042-563-2111 内線:1758 担当:横山	
<共通事項> 午前9時から午後4時まで (正午から午後1時までを除く)			
※事前に電話予約のうえご来庁ください。			

※ 提出書類については、【別紙3】「(仮称) 東大和市児童発達支援センター及び認可保育園等整備運営事業者公募参加申込書・企画提案書等作成要項」を参照してください。

(4) 関係法令の遵守

参加申込書・企画提案書等の作成に当たっては、関係法令を遵守するとともに、信義誠実の原則に則り作成してください。

(5) 書類の補正及び追加書類の提出

市が必要と認める場合は、提出された書類の補正や、追加書類の提出を求めることがあります。

(6) 応募者が運営する児童発達支援(事業所)の現地審査

二次審査の一環として、応募者が運営する児童発達支援(事業所)の現地審査を行います。

現地審査施設については、可能なかぎり、東大和市近郊であり、規模や事業運営等が提案内容と近い施設とします。

なお、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況によっては、現地審査を取りやめとすることがあります。

(7) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

二次審査におけるプレゼンテーション及びヒアリングの際は、法人の経営に関する担当者及び提案事業に関する経営と運営面の実務に関する担当者両名の出席をお願いします。

なお、市が必要と認める場合は、企画提案書等の提出後に応募者に対して、別途ヒアリングを実施することがあります。

(8) 個人情報等

市は、提出書類に記載された個人情報については、本業務の優先交渉権者の選定のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

なお、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、東大和市情報公開条例（平成15年条例第22号）に基づき、提出書類を公開することがあります（個人情報及び事業者の正当な利益が害されると市が認めた箇所は非公開とします）。

(9) 著作権の帰属等

提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、市は事業者の決定の公表等必要な場合には、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。なお、提出書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

(10) 費用の負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

(11) 使用言語及び単位

提出書類、調整等における使用言語は日本語、単位はメートル法とします。

(12) 資料の取り扱い

市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、または内容を提示したりすることを禁じます。

10 優先交渉権者の決定

(1) 優先交渉権者の決定方法

「(仮称) 東大和市児童発達支援センター及び認可保育園等整備運営事業者選定委員会」を設置して、審査を行います。

整備及び運営を行うのに最も相応しいと判断した事業者を優先交渉権者（事業予定者）として市長が決定します。

優先交渉権者は、この施設内容に沿った整備及び運営を行うために市と土地の使用貸借契約及び協定（以下、協定等という。）を結ぶ第1順位の交渉権を有するもので、協定等締結後、誠意を持って市、近隣住民と協議し、責任を持って施設整備を進めてください。

また、同時に次点交渉権者を決定し、優先交渉権者が交渉権を放棄した場合や交渉権者として相応しくないと市長が判断した場合等の理由で整備を進めることができなくなった場合、交渉権が繰り上がります。

なお、審査の結果、「優先交渉権者なし」とする場合があります。

(2) 事業者選定のための主な審査基準

項目	審査内容
法人の適格性	法人の運営理念・応募動機等
	法人の信頼性
	事業運営の実績等
	法人の財政状況
	所轄庁の实地指導内容等
施設整備計画	定員構成等
	施設内容（利用者本位の視点等）
	周辺環境や地域などへの配慮等
	開設までのスケジュール
事業運営計画	事業運営方針
	事業内容
	健康・衛生管理等
	安全管理・危機管理対応
	給食（アレルギー対応・食育等）
	家庭との連絡・連携
	職員体制及び確保
	地域交流・地域子育て支援
	関係機関との連携
経営収支計画	事業収支計画
	借入金等の償還計画

(3) 審査結果の通知

優先交渉権者の決定は、令和4年1月下旬頃の予定です。審査結果については、応募者全員に文書で通知します。

(4) 審査結果等の公表

協定等の締結後、次のことについて、市公式ホームページ等で公表します。

- ① 決定事業者名
- ② 決定事業者の提案内容（概要、施設定員等）
- ③ 審査経過（各参加事業者の点数等を含む。ただし、決定事業者以外の事業者名は非公表とします。）

1.1 協定の締結

優先交渉事業者として相応しいと市長が決定した後、事業者として「提案内容」を確実に誠実に履行していただくため、市と優先交渉事業者の間で協定等を締結します。協定等に違反した場合は、優先交渉事業者としての決定を取り消すことがあります。

(1) 締結後の想定スケジュール（令和4年度）

時期	予定
令和4年3月	市立やまとあけぼの学園との引継ぎについて、調整開始
4月	保育所等整備交付金内示 ※内示前に行った設計等の各種契約については、補助対象外となりますのでご注意ください。
7月	東京都への認可事前協議（認可保育園） 実施設計に近い平面図や施設の配置図等が必要となります。 事前協議した内容からの大きな変更は、原則、認められません。 併せて、児童発達支援センターについても、図面等の確認を東京都に依頼します。
9月	東京都への財務書類の提出（認可保育園）
10月	東京都への計画承認申請の提出（認可保育園）
11月	児童福祉審議会（東京都・認可保育園） 建築確認申請は、児童福祉審議会による計画承認後となります。
令和5年1月	建設着工

1.2 損害の賠償

事業者として市と協定等を締結後、事業者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合、市は協定等を解除することができます。このとき、市に生じた損害は事業者が賠償するものとします。なお、次期事業者が円滑かつ支障なく運営業務を行えるよう、引き継ぎを行うこととします。

1.3 その他

本要項に記載のない事項については、事業者決定後、協議の上定めるものとします。